

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

金融グループにおける IT・決済関連業務の取扱い

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

### 3. 評価実施時期

平成 28 年 3 月 3 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

##### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

金融グループにおいては、他業禁止の観点から、当該グループに属する会社の行いうる業務範囲について限定列挙の形で定められている。また、かかる業務範囲規制の潜脱を防止する観点から、「子会社対象会社」以外の会社への出資については、基準議決権数（具体的には、銀行についてはその子会社と合算で 5%、銀行持株会社についてはその子会社と合算で 15%、協同組織金融機関についてはその子会社と合算で 10%。以下同じ。）までとする制限が設けられている。

##### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

銀行等の子会社・兄弟会社であって、「従属業務」を営む会社については、親銀行等グループからの収入が総収入の 50%以上であることなどが求められている。

##### ② 問題点

##### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

近年、IT 技術を活用した独創的な金融サービス事業が急速に拡大しつつあり、欧米金融機関では、こうした技術の取込みを目的に、決済関連をはじめとする IT 企業への出資・買収を通じ、自身の金融サービスを拡充している。

こうした中、日本の金融グループにおいては、これらの企業等への柔軟な出資が認められておらず、IT 技術の革新の成果を業務に取り込めていない、との指摘がある。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

金融グループにおいては、決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しや IT 投資を戦略的に実施していく必要性が高まりをみせる中、グループ内、または、他のグループからの決済関連事務の受託等を容易化する必要がある、との指摘がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行業等との間で強い親近性を有し、銀行業等と組み合わせることで利用者利便の高い金融サービスの提供につながることを期待される分野について、金融グループがより柔軟に業務展開ができるような枠組みを設けることが適当と考えられる。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

従属業務のうち、業務の IT 化の進展に伴い金融グループ内での業務効率化、あるいは、IT 投資の戦略的な実施に際し、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務については、規制を柔軟化し、収入依存度を引き下げることが適当と考えられる。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

- ① 銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 (新設)、第 7 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 52 条の 23 第 1 項第 11 号の 3 (新設)、第 6 項、第 52 条の 24 第 1 項
- ② 長期信用銀行法第 13 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 (新設)、第 9 項、第 16 条の 4 第 1 項第 11 号の 3 (新設)、第 6 項、第 17 条 (準用)
- ③ 信用金庫法第 54 条の 23 第 1 項第 11 号の 3 (新設)、第 6 項、第 54 条の 24 第 1 項
- ④ 協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 4 第 1 項第 7 号の 3 (新設)、第 3 項、第 4 条の 5 第 1 項
- ⑤ 労働金庫法第 58 条の 5 第 1 項第 7 号の 3 (新設)、第 3 項、第 58 条

の6第1項

- ⑥ 農林中央金庫法第72条第1項第9号の3（新設）、第7項、第73条第1項

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

- ① 銀行法第16条の2第1項第11号、第10項、第52条の23第1項第10号、第9項
- ② 長期信用銀行法第13条の2第1項第11号、第12項、第16条の4第1項第10号、第9項
- ③ 信用金庫法第54条の21第1項第1号、第8項、第54条の23第1項第10号、第9項
- ④ 協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第1号、第8項、第4条の4第1項第6号、第6項
- ⑤ 労働金庫法第58条の3第1項第1号、第8項、第58条の5第1項第6号、第6項
- ⑥ 農林中央金庫法第72条第1項第8号、第13項
- ⑦ 農業協同組合法第11条の64第1項、第4項、第11条の66第1項第5号、第9項
- ⑧ 水産業協同組合法第17条の14第1項、第4項、第87条の3第1項第5号、第9項、

(3) 規制の新設又は改廃の内容

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行等又は銀行持株会社は、認可制の下、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業等の高度化若しくは銀行等の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社に対して基準議決権数超の出資ができることとする。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

各法において収入依存度規制を規定する「主として当該銀行の営む業務のために」等の文言における「主として」を削除し、現在一律に50%以上とされている収入依存度を一定の従属業務を営む会社に限定して引き下げることにより、当該会社に求められる当該銀行等に対する収入依存度の要件を一部緩和する。

## 5. 想定される代替案

### (1) 代替案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行等又は銀行持株会社は、届出制の下、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業等の高度化若しくは銀行等の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社に対して基準議決権数超の出資ができることとする。

#### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

従属業務を営む会社に対する収入依存度規制を撤廃する。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への基準議決権数超の出資を行う際に、認可の申請に伴う費用が発生する。

#### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

特になし。

#### ② 代替案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への基準議決権数超の出資を行う際に、届出に伴う費用が発生する。

#### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

特になし。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

行政庁（国）において、銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への出資を行う際の認可に伴う受付及び審査業務に係る費用、検査・

監督に伴う費用が発生する。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

現在一律に 50%以上とされている収入依存度を一定の従属業務に限定して引き下げることから、各従属業務子会社について、各従属業務に設定された収入依存度が満たされているかの検査・監督に伴う費用が引き続き発生する。

② 代替案

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

行政庁（国）において、銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への出資を行う際の届出に伴う受付業務に係る費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。

加えて、当該出資に伴うグループの財務の健全性への影響や銀行業務とのリスクの親近性などを事前に確認できないため、金融グループの経営の健全性の確保に伴う検査・監督をより慎重なものとする必要があることから、その費用は本案と比べて増加すると見込まれる。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

金融グループ内において他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の防止、優越的地位の濫用の防止）を逸脱するリスクが高まり、グループの健全性確保に伴う検査・監督費用が増加すると見込まれる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

当該出資に伴う金融グループの財務の健全性への影響や銀行業務とのリスクの親近性などを事前に確認するため、銀行等に対する他業禁止の趣旨を逸脱し、金融グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれは限定的。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

従属業務は、銀行業からみれば他業であるものの、一定の従属業務

に限定して収入依存度を緩和するため、金融グループ内における他業禁止の趣旨を逸脱するリスクが高まり、金融グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれは限定的。

## ② 代替案

### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

当該出資に伴う金融グループの財務の健全性への影響や銀行業務とのリスクの親近性などを事前に確認することができないため、銀行等に対する他業禁止の趣旨を逸脱し、金融グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれがある。

### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

従属業務は、銀行業等からみれば他業であるため、金融グループに無制限に許容すれば、銀行等に対する他業禁止の趣旨を逸脱するリスクは大きく高まり、金融グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれがある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### ① 本案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

金融グループによる柔軟な業務展開が可能となり、IT イノベーションの戦略的な取込みなどにより、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上が期待できる。

#### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

一定の業務について収入依存度規制を柔軟化することにより、金融グループ内で決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しや IT 投資の戦略的な実施が可能となり、金融グループにおけるコスト削減が期待できる。

### ② 代替案

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

金融グループによる柔軟な業務展開が可能となり、IT イノベーションの戦略的な取込みなどにより、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上が期待できる。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

収入依存度規制を撤廃することにより、金融グループ内で決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しや IT 投資の戦略的な実施が可能となり、金融グループにおけるコスト削減が期待できることに加え、従属業務会社を通じた収益機会の増加が期待できる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

本案においては、認可に伴う遵守費用、行政費用の発生に加えて、限定的であるが、社会的費用が発生するおそれがある。

しかしながら、金融グループが、IT イノベーションを戦略的に取込みながら、柔軟に業務展開を行っていくことが可能となり、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上といった便益が発生することが期待できる。

これらを踏まえれば、当該便益の増加というプラス効果は、費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

本案においては、限定的であるが、金融グループ内において他業禁止の趣旨を逸脱するリスクの高まりに伴う社会的費用が新たに発生するおそれがある。

しかしながら、金融グループ内で決済関連事務の合理化などを通じたコスト構造の見直しや戦略的な IT 投資が可能となり、金融グループにおけるコスト削減といった便益が発生することが期待できる。

これらを踏まえれば、当該便益の増加というプラスの効果は、社会的費用の発生のおそれというマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。

（2）代替案との比較

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

本案、代替案ともに、金融グループが、IT イノベーションを戦略的に取込み、柔軟な業務展開が可能となり、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上という便益が発生することが期待できる。

しかしながら、代替案においては、出資に伴う金融グループの財務の健全性への影響や銀行業務とのリスクの親近性などを事前に確認することができないため、銀行等に対する他業禁止の趣旨を逸脱し、金融グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれが本案より大きく、また、それを検査・監督する行政費用が発生する。

したがって、本案と代替案は、発生する便益は同等であるものの、費用の増加においては本案が代替案を下回ることから、本案による改正が適当と考えられる。

#### ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

本案、代替案ともに、金融グループ内で業務の効率化を通じたコスト構造の見直しや IT 投資を戦略的に実施が可能となり、金融グループにおけるコスト削減といった便益が発生することが期待できるが、代替案においては、より広範な、従属業務会社を通じた収益機会の拡大が見込まれる。

しかしながら、代替案においては、金融グループ内において他業禁止の趣旨を逸脱するリスクが大きく高まり、グループの経営の健全性などに支障が生じることにより社会経済全体に影響を及ぼすといった社会的費用が発生するおそれが本案より大きく、また、それを検査・監督する行政費用が発生する。

したがって、代替案における行政費用の発生及び社会的費用の発生のおそれは、便益の増加をもって補うことはできないと考えられることから、本案による改正が適当と考えられる。

### 9. 有識者の見解その他関連事項

#### イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告」（平成 27 年 12 月 22 日）において、金融グループが行うことができる業務を法令上、予め全て列挙しておくのではなく、それら

に加えて、将来的に様々な展開が予想される中で、より柔軟に業務展開ができるような枠組みを設けることが考えられるとされている。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告」（平成 27 年 12 月 22 日）において、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務については、現在一律に 50%以上とされている収入依存度を引き下げるなど、規制を柔軟化することが適当と考えられるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。